熊本県阿蘇市黒川
字飛畑　一九一〇番　一号及び二号
一九一二番　三号
一九一三番二　四号及び五号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号と七号を結んだ線及び標柱六号と七号を昭和三十八年建設省告示第二千二百九十五号で指定した乙姫川に掲げる土地の境界線及び平成元年建設省告示第百七十八号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市乙姫
字構口上　二一一五番二五　六号
二〇九五番　七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尾篭川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町手野
字川久保　二六〇八番二　一号
二六〇九番二地先道路敷　二号
二六〇九番一　三号
二六〇七番二　四号
二六七一番　十一号
又二六四二番　十二号
二六四二番　十三号
二六四一番一　十四号
二六四〇番　十五号
二六二〇番　十六号
二六一八番一　十七号
二六七七番一　五号及び六号
字当ノ木　二六八〇番　七号
二六七七番三　八号から十号まで

○国土交通省告示第四百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十八年三月四日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
塩井川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十五年国土交通省告示第千二百九十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町三野
字生出　一五〇七番一　一号
一五〇七番二　七号
字大門　一四二六番　二号、五号及び六号
一四〇七番一　三号
一四二五番二　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号と九号を結んだ線、標柱九号と十号を平成二十五年国土交通省告示第千二百九十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十号から十二号までを順次結んだ線及び標柱八号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町三野
字大門　一四〇五番　八号、十一号及び十二号
一四〇三番　九号
一四〇七番一　十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野中川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町三野
字栗木　一九七七番地先道路敷　一号及び十七号
一九七八番地先道路敷　二号
一九九九番　三号
一九八五番一　四号
一九八六番二　五号
二〇〇一番　六号
二〇〇八番　十号
一九九五番一　十一号
一九九六番　十二号
一九七八番　十三号
一九七七番　十四号から十六号まで
字岩下　二〇三四番　七号
二〇三三番一　八号
二〇二一番三　九号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十八号と十九号を平成二十七年国土交通省告示第八百八十四号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線及び平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十九号と二十号を結んだ線及び標柱十八号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町三野
字栗木　一九二五番地先道路敷　十八号
一九二六番一　十九号
一九二一番一地先道路敷　二十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野中川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線及び平成二十七年国土交通省告示第八百八十四号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町三野
字柿ノ木　一八二二番一地先道路敷　一号
一八八四番二　二号
一八八四番一　三号
一九一一番　四号
一九一二番　十七号
字岩下　二〇五二番一　五号及び六号
二〇四七番　七号
二〇四八番　八号
二〇四六番　十一号
一九一五番　九号及び十号
一九二七番地先道路敷　十二号及び十三号
一九二八番二　十四号
一九一四番　十五号及び十六号
一九一三番二　十八号及び十九号

国会事項

衆議院

議案提出
三月二日議員から提出した議案は次のとおりである。
介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中島克仁外八名提出）

質問書提出
三月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
我が国が保有するプルトニウムに関する質問主意書（逢坂誠二提出）
核燃料サイクルとＭＯＸ燃料に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
「手話言語法」制定に関する質問主意書（中根康浩提出）

参議院

質問主意書転送
三月二日次の質問主意書を内閣に転送した。
軽減税率制度導入に必要な財源に関する質問主意書（吉川沙織提出）（第六五号）
通訳案内士の法的地位に関する質問主意書（有田芳生提出）（第六六号）
国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書（山田太郎提出）（第六七号）

叙位・叙勲

○叙位
（福島県立医科大学名誉教授）　森　一
正四位に叙する
加治　清則　嘉本　惠吉　篠原　昭治
従五位に叙する（各通）
従七位　石原　義一　黒澤　俊
坂本　四郎　杉浦　忠夫
正六位に叙する（各通）